

# 「あいち夢はぐくみサポーター」設置要項

## (趣旨)

第1条 愛知県教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、キャリア教育を推進するため、県内の公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（以下、「学校」という。）の児童生徒の教育活動を支援する県内の事業所や団体（以下、「事業所等」という。）を認証・登録し、事業所等の社会貢献活動を広く広報するとともに、児童生徒のキャリア教育の充実・活性化を図る「あいち夢はぐくみサポーター」（以下「サポーター」という。）を設置する。

## (認証)

第2条 教育委員会は、申請を行った事業所等を認証する。ただし、次に掲げる事業所等は対象外とする。

- (1) 法人等の役員等に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団と関係をもちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行うものがいると認められる事業所等
- (2) その他、サポーターとしてふさわしくないと認められる事業所等

## (登録)

第3条 教育委員会は、認証した事業所等を、サポーターとして登録し、サポーターは以下の支援活動を提供する。

- (1) 事業所等見学、職業インタビュー等の受入れ
- (2) 職場体験、ものづくり体験、インターンシップ、ジョブシャドウイング（企業や大学、行政機関等において、児童生徒が働く人に付いて職業を見学する取組）等の体験活動の受入れ
- (3) 社会人講師の派遣

## (活動)

第4条 学校は、サポーターの支援活動情報を参考に依頼を行い、サポーターはその依頼に基づいて支援活動を行う。ただし、支援活動に関する内容は学校とサポーターの二者で取り決めるものとする。

## (権利)

第5条 サポーターは、「あいち夢はぐくみサポーター」の名称を用いることができる。

- 2 教育委員会は、サポーターに「認定証」を発行するとともに、サポーターの希望に応じてその情報をWEBページに掲載する。

## (変更・取消し)

第6条 サポーターは、支援活動等の登録事項に変更がある場合や登録を取消す場合、教育委員会に届け出るものとする。

## (除名)

第7条 教育委員会は、サポーターの構成員としてふさわしくないと認められる場合に、除名することができる。

## 附 則

この要項は平成23年7月31日から施行する。